

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

平成 28 年 6 月 14 日 (火曜日)

場所：委員会室

開 会 13 時 15 分 ～ 閉 会 14 時 13 分

委員会に付した事件

平成28年 6 月14日開会平成28年第 2 回阿武町議会定例会より付託された案件
の審議

出席委員

委員 長	7 番	中 野	祥 太 郎
委 員	1 番	小 田	高 正
〃	2 番	長 嶺	吉 家
〃	3 番	白 松	博 之
〃	4 番	西 村	良 子
〃	5 番	田 中	敏 雄
〃	6 番	小 田	達 雄
議 長		末 若	憲 二

欠席委員 なし

出席説明者

町 長	中 村 秀 明
教 育 長	小 田 武 之
総務課長	花 田 憲 彦
住民課長	中 野 克 美
民生課長	中 野 貴 夫
経済課長	工 藤 茂 篤
施設課長	田 中 達 治
教育委員会事務局長	金 田 浩 祐
出納室長	斉 藤 徹
福賀支所長	小 野 裕 史
宇田郷支所長	近 藤 進

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	梅 田 晃
書 記	野 原 淳

審議の経過（要点記録）

開会 13時15分

○委員長（中野祥太郎） それではただ今より、行財政改革等特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員です。本日の委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第8号までの8件です。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（中村秀明） 午前中は第2回の議会定例会、大変お疲れ様でございました。午前中にご提案を申し上げました議案の付託ということで、実質審議でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 続いて、議長をお願いします。

○議長（末若憲二） 本会議を終わりました、行財政改革等特別委員会でございます。大変お疲れ様でございます。この後、現地踏査等も予定してあります。時間の限られているなかではありますが、慎重なる審議をよろしく申し上げます。

○委員長 審議に入る前に、会議録署名委員を委員長により指名させていただきます。今回は、5番田中敏雄委員、6番小田達雄委員、を指名します。

○委員長 早速、審議に入ります。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第1号、専決処分を報告し承認を求める

ことについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）と議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は関連がありますので、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）並びに議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続いて、議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑を受けます。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続いて、議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑を受けます。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続いて、議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を受けます。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続いて、議案第 8 号、平成28年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）の審議に入ります。質疑は歳出からお願いします。

○委員長 2 款、総務費について質疑ありませんか。

○6 番 田中敏雄 駐在所は建設されますか。

○総務課長 今年度中に完成予定です。若干問題があつて、前の所有者とこれまでもいろいろとトラブルがあつたが、現在建築廃材を持ち込んでいる。前の裁判の結果が気に入らないということで、屋根の部材や冷蔵庫などがあり、撤去を求めている。今後は、きちんと囲いをして入れないようにしていきたいと思っている。いずれにしても、今年度末の完了に向けていきたい。

○7 番 小田達雄 購入単価、価格はどの程度のものか分からないが、その後トラブルが起こるようなことはないか。その点十分配慮してもらわないと。

○総務課長 当然、適正単価で買っている。事業に入る前に先行取得で、土地開発基金で買っているのだから、そのままの価格で買い戻すということになる。

○委員長 その他総務費について質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 ないようですので、民生費について質疑ありませんか。

○6 番 田中敏雄 年金生活者等支援臨時福祉給付金の該当者の要項というのは、どういう人が該当者になるのか。

○民生課長 28年度の住民税が非課税の方が対象で、そのうち障がい基礎年金または遺族基礎年金を受給している方が対象となる。

○6 番 田中敏雄 年齢はないわけですね。

○民生課長 そうです、ありません。ただ生活保護の受給者等は除くということになります。

○6 番 田中敏雄 今いろいろ話が飛び交っている 3 万円というのとは違うのか。

○民生課長 今、受け付けて審査をしているのは、別に高齢者向けの給付金で、

これは去年の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、28年度中に65歳以上になる方がこの3万円の支給対象者となる。

○委員長 民生費、ほかにありませんか。

○7番 小田達雄 設計業務委託料が1,400万円だが、こんなにかかるのか。

○委員長 老人福祉費の委託料のことですね、はい民生課長。

○民生課長 まだこれは、あくまで予算段階で、実際には入札等をするようになるが、地質調査等も含めているので、これでも安い方だというふうに言われている。

○委員長 ほかに民生費ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようですので、衛生費について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○6番 田中敏雄 太陽光発電設置工事は、公の施設でほかに残っているところがあるか。

○総務課長 本庁が完成すれば終わりとなる。

○7番 小田達雄 蓄電池等は高いところに設置するのか。

○総務課長 本庁は、少なくとも2階以上で、つかるような所には設置しない。

○委員長 衛生費、ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようですので、農林水産業費について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようですので、商工費について質疑ありませんか。

○3番 白松博之 清ヶ浜のトイレの解体工事だが、今後はどうなるのか。現在のトイレ等はどうなっているのかお聞きしたい。

○経済課長 今回解体するトイレは、木与側から入ったところの使用していない

トイレで、老朽化したものを解体する。

○3番 白松博之 海水浴のためのトイレが足らなくなるということはないか。

○経済課長 長年使っていないトイレなので。

○7番 小田達雄 木与側からキャンプ場側へ行けというのは、ちょっと遠い。

解体するのは、しょうがないけどもどこかに作らなければいけないんじゃないかなと思う。

○委員長 問題提起として、この費用の計上は解体工事費なので、これについてはオーケーと言うことで、また今後、この場ではちょっと難しいので、新たなものを建てることを検討していただきたいというふうなことで、要望的なもので、今後協議してもらおうということはどうですか。経済課長。

○経済課長 これからの検討課題にさせていただきたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようですので、土木費について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようでしたら、消防費について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようでしたら、教育費について質疑ありませんか。

○6番 田中敏雄 7種類の遊具を改修すると言われたが、その7種類とはどれか。

○教育委員会事務局長 点検対象となった遊具は7種類で、判定は、AからDまでの4段階で、今回総合判定CとD、Cというのは異常があり修繕等が必要なもの、Dが危険度が高く緊急修繕が必要なものということで、これが5種類ありまして、うち4種を改修し1種は撤去するというので、この4種の改修については、ブランコ、サークルラダー、雲梯、平行棒で、登り棒については撤去する。

鉄棒と砂場については改修の必要がなかった。また、点検対象ではなかったが、丸太を立てて埋めたものと、バックネットについては支柱が腐食しているためあわせて撤去する。

○6番 田中敏雄 バックネットがなくなるのか。

○教育委員会事務局長 代わりに既設の移動が可能なバックネットを使う。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。歳出がないようでしたら、歳入の方で質疑を受けます。歳入は一括で質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 8 号、平成28年度阿武町一般会計補正予算(第1回)につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 以上で、本日の本委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 件について、すべて原案のとおり承認並びに可決することに決しました。

(5番 西村良子委員より発言を求める声あり。)

○委員長 はい、どうぞ。

○5番 西村良子 ちょっといいでしょうか、その他で、今回の議案とは直接関連がないが、自治会制度の交付金の関連ということでお尋ねをしたい。

ご承知のように、21年、22年をかけて自治会制度に移行し、宇田郷は12集落が4自治会に統合され、ほぼその時点から、自治会長、行政、議員の三者で打合せ、調整等の会議を年4回くらいもっている。5月の会議の折りに、自治会長の方から、自治会制度のことについて出してほしいという声があった。21年、22年の自治会制度のスタートの年から、その後自治会の統合の動きがない。奈古では大里と美浜、福賀では宇生賀中央が、宇田郷では2つから3つないし5集落が統合し

て4自治会となった。その後動きがないが、特に宇田で話が出るのは、奈古地域は少なくとも20以上の世帯数があるが、福賀は19集落が16になっているが、そのうち12集落は20戸以下の集落で、当初進められていた統合が進んでいない。もしこのまま行くのであれば、ある程度、交付金も含めて見直しをすべきではないかという意見も出ている。福賀地域に対して、これまでもいろいろな支援、指導をしているということは聞いているが、今後どのように考えているか。

○総務課長 自治会制度は平成21年度から早いところは発足し、1年遅れで平成22年度から発足したところが何カ所かあるが、当時の状況を振り返ってみると、今後の人口減少、ある程度やむを得ない部分もあるが、自治会としての基礎集落の自治機能、伝統文化を含めた中での自治機能や、集落の意見をまとめて集落毎のやり方を決めていくというようなことがあるが、それまでは駐在員制度ということで、町の嘱託員ということで、町長の事務を補助するといった位置づけの中での駐在員制度ではいけないということで、それぞれのところはそれぞれの運営を自分たちで考えていこうではないかという趣旨の中で、自治会制度に移行したいという思いの中で、それぞれに働きかけをした中で今のような制度がある。

宇田郷地区におかれては、大同団結され今のような形で、100軒程度の規模に集約していただいた。奈古地区、福賀地区についても同様の働きかけをしたが、奈古地区については、平均で40から50軒くらいだと思うが、福賀地区は平均すると15軒くらいになる。福賀地区については、2年も3年も前から働きかけている。これは、合体することが目的ではなく、集落の自治機能が本当に今の人材でやっていけるかということ。特に福賀地区については小さいので、ほとんどのところが輪番制で回って行くということで、自分たちの集落をどうしようかという次元ではない、何とか1年を過ごしたいというような感じのところ結構多かった、現在でもそういう所があるが、それではいけないということで、一定の区域を示した中でたたき台的なものもお示したこともあるが、なかなかそれが進まない

ということもあり、何回も自治会長を集めて話し合いの場を持たせていただいたが、なかなか、話しは分かるけども、といったことでそこから前に一步出でいただけないという現状の中でここまできた。

この2月、3月にもう一度働きかけてみようということで、県と一緒に、県も今、小さな拠点づくりということで、旧小学校単位、福賀地区で福賀地区のことを考えるような組織づくりが必要ではないかということで、その母体となるものを作りたいということで、話し合いの場をもった。

その中で出てきた答えは、今までのような地域の自治会長とか団体の長とか役の方を集めてやってきたが、それでは前に行かないのではないかと、という話も出て、本当にそういう思いのある人が、5人でも3人でも集まって、まず走り出す、動き始めることが大事ではないか、というふうな話しに落ち着いた。その時に、自治会長に今までのようなやり方とは違って、そういう動きの中で走り始めるということで、自治会長もそうしてくれという話になったので、今後は、手挙げ方式で、そういった人たちに、志のある方に手を挙げていただいて、その方たちが中心となって進めて行くというやり方で、この自治会制度のあり方、福賀地区の自治会制度のあり方を皆さん方で検討していただくと、ゆくゆくは小さな拠点づくりということで福賀地区の自治会の協議会になるのかどうかは分からないが、そういうものをそれぞれの地区ごとに作りながら地域の振興を図っていくということで、今進めている。

○5番 西村良子 それで、今からどういうふうに進めようかということだろうが、従来の阿武町がめざした自治会とはちょっと形が異なるやり方になるのか。

○総務課長 どういう形でまとまるかは、今からのその人たちの考えもあるし、いずれにしても1つの母体としてあるのが、今、福賀地区はほとんどの集落が農事組合法人の所属になっており、多くの方がそこに参加している。宇生賀も同じことが言えるが、宇生賀は国営農地再編整備事業のときにいろいろな話し合いを

された。それまでは、違う集落の人とはあまり話をしなかったということであったが、話し合いの中で集落同士の意思疎通ができてくるとなると、今は1つのものに収斂されてきた。そういったことを考えると、農事組合のエリアというのは1つの参考になるかなと、そういったものを母体として、集落づくりに発展させていくのも1つの方法かなと思うが、それはこれからの話し合いの中でやっていくことになる。

○5番 西村良子 福賀は、1つは地理的な状況があると思う。法人が4つということで、良い形でまとまりがあることもわかるが、自治会制度の交付金を一度見直してもらったが、5年ごとに均等割りが1集落分ずつ落とされていくと、20年先の話をしても私たちいないかもしれないが、そうすると自治会も、特に宇田中央は5つが1つになったので、そうすると厳しいぞ、という声もある。福賀がこの形のままでいけば、交付金の部分は、大きくなったところほど損をするようなことになってはいけないと思う。作った当初はペナルティーをかけるようなことも出るかも知れないという説明もあったような話しも聞いたが、逆にペナルティーではなく、例えば奈古なら釜屋、木与など先進的に動いておられる自治会もあり、宇田郷も4自治会長が集まってはいろんな協議をし、それをまとめて行政に上げていくという形を取っておられるので、そういう活動をするところには活動奨励金くらい出してあげたら本気で取り組むこととなる。同じ様な状況の中で福賀がこれ以上進まないのはおかしいというのが自治会長たちの本音だろうと思う。

○総務課長 奨励金のことはどうか分からないし、ペナルティーという話しも噂みたいなもので、言った覚えも多分誰もないと思うが、前回の見直しの時に、単位当たり6万2千円という均等割りがあり、所帯当たり1,800円ということであったが、均等割り6万2千円があまりにウエイトが大きいので、そのままでいたほうが良いというふうな議論もあった。それではいけないということで、均等割り

を3万円に下げ、所帯割りを3千円にした。そうすることによって激変の緩和をしようということで、今度は5年で3万円下がるということだが、自治会が大きくなってくると人材も生まれてくるし、その中でいろんな事業もやれるようになるので、そういった事業を取るという形で是非、大きくなったことのメリットを有効に使っていただきたいと思う。

大きくなったから、大きくなった奨励金というのは考えられないと思っている。事業の方で彩生交付金を使っていただきたい。特認事業もあるので、その方でメリットを有効に活用して欲しい。

○5番 西村良子 大きくなったからというつもりはない。前向きに良さを活かして活動している自治会については、いわゆるモデルというか、他の自治会の範になるので、そのことを行政は後押しをすれば、ほかの自治会に良い意味での刺激が出るのではないかとの思いである。また持ち帰って話しをしたいと思う。そういうことなのでよろしくお願いします。すみませんお時間を取りました。

○委員長 先ほど申しましたとおり、議案は全て可決ということでございますが、以上で審議を終了し、行財政改革等特別委員会を閉会します。

閉 会 14時13分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 中 野 祥 太 郎

阿武町行財政改革等特別委員 田 中 敏 雄

阿武町行財政改革等特別委員 小 田 達 雄